

5 インターネット問題相談窓口

〔教育委員会事務局 総務部 教育改革推進担当〕

【提言（１）】

インターネット技術の進歩に応じて、高度な専門性を持った相談員を確保すること。そして、専門的知識や技能の維持・向上をいっそう図ること。

講じている措置

インターネット技術の進歩や子どもたちの情報活用状況等に対応できるよう、基礎的な情報関連知識を習得し、情報教育だけでなく学校教育全般及び児童生徒指導等にも精通している相談員を配置しています。

相談員は、インターネット問題連絡協議会や情報教育関係の研究会に参加し、最新の情報及び専門的な知識の研鑽に努めるなど、相談者への適切な対応に役立つ専門性の維持・向上に努めています。また、相談員同士の打合せや情報交流を定期的に行い、専門性を要する相談や対応困難な事例に対する適切な対応について、常に共通理解を図るようになっています。

【提言（２）】

人権侵害を伴うような困難な事例に適切に対応するため、学校、人権オンブズパーソン、その他の関係機関等が相互理解を深められるよう連携の強化を図ること。

講じている措置

人権侵害を伴うような困難な事例に対しては、学校や区・教育担当、教育相談室等との連携を図り、適切な対応が図れるよう配慮しています。

講じようとしている措置

インターネット問題以外での相談等についても、学校、人権オンブズパーソン、その他関連機関等が相互理解を深めて対応が図れるよう、「川崎市立学校インターネット問題連絡協議会」における情報交換や取組の連携について確認し合う等、連携の強化に努めてまいります。また、人権侵害を伴うような困難な事例に対して、総合教育センター「２４時間電話相談」、「子ども専門電話相談」や「川崎市人権オンブズパーソン」等の相談窓口を紹介する等、適切な措置が図れるように配慮してまいります。

【提言（３）】

多様化する子どものインターネット問題の現状を把握し、相談窓口事業の経験・成果に基づいて子どもの権利の視点を踏まえた情報教育、情報モラル教育をよりいっそう進めること。

講じている措置

これまで、子どもたちのインターネット利用に係る現状は、相談窓口の運営による対応の成果に基づいて分析しています。また、トラブルの未然防止を図るために、情報・視聴覚センターにおける情報モラル教育の推進や児童生徒及び保護者への啓発活動を行っています。具体的には、相談窓口の周知や情報モラル教育の普及を目的とした相談カード「児童生徒保護者のみなさまへ」や保護者向けリーフレット「快適なネットライフのために」を作成、配付しています。